

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第18条第1項に定める理事および監事をいう。
- (2) 役員報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益をいい、本会との業務委託契約に基づき業務を提供した際の財産上の利益や本会の使用人として受ける財産上の利益、使用人等と並んで等しく受ける本会の通常の福利厚生は役員等報酬には含まれない。
- (3) 常勤の役員とは、本会を主たる勤務先とし、週3日以上本会の業務に従事する役員をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤以外の役員をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、理事会の決議により、役員に対し、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で、次のとおり役員報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の代表理事及び業務執行理事については、月額150,000円を超えない範囲
- (2) 非常勤の代表理事及び業務執行理事については、日額10,000円を超えない範囲
- (3) 業務執行理事以外の理事については、理事会への出席の場合、日額5,000円を超えない範囲
- (4) 監事については、法に定める監査業務の場合は日額10,000円を超えない範囲。理事会への出席の場合は日額5,000円を超えない範囲

(賞与等)

第4条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(旅費交通費)

第5条 役員には、旅費交通費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤の代表理事及び業務執行理事への役員報酬等の支払い方法については、職員給与規程を準用する。

- 2 前項以外の役員報酬の支払は、銀行振込により支払うものとする。

(報酬の支払いに関する開示)

第7条 本会は、社員総会において、前年度の役員報酬支払い総額及び役員別の支払金額を前年度の事業報告の中で開示するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、常勤役員報酬支給規程は廃止する
- 3 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。
- 4 この規程は、2020年6月13日から施行する。
- 5 この規程は、2021年6月12日から施行する。